



第1回社会保障制度改革推進会議が開催される ～社会保障・税一体改革による社会保障制度改革を推進～

◆去る7月17日、第1回社会保障制度改革推進会議が開催され、消費税率引上げによる税収は全額社会保障費に充てること、待機児童解消を進めるとともに医療・介護サービス、難病対策等も充実させていくことが改めて表明されました。また、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を見据えて、全ての世代が相互に支え合う仕組みとしていくことが重要であるとされました。

同会議は、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(社会保障改革プログラム法)に基づいて内閣に設置され、改革の進捗状況確認を行ったり、2025年を見据えて中長期的に受益と負担の均衡がとれた、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の総合的な検討を行うこととしています。

介護保険制度における利用者の自己負担増や特養への入所要件の変更などのほか、今後もさまざまな分野への影響が考えられ、注視が必要です。(参考：首相官邸HP)

消費税引上げによる増収分で社会保障の充実のために実施・予定されているもの

子ども・子育て(0.7兆円程度)

- ・子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)
- ・新制度の実施による幼児教育・保育と地域の子ども子育て支援の総合的推進
- ・「待機児童解消加速化プラン」
- ・新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業
- ・社会的養護の充実 など

医療・介護(1.5兆円程度)

- ・医療・介護サービスの提供体制改革
- ・病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等
- ・地域包括ケアシステムの構築
- ・医療・介護保険制度の改革
- ・保険料の国民の負担に関する公平の確保
- ・保険給付の対象となる療養の範囲の適正化
- ・介護給付の重点化・効率化 など
- ・難病・小児慢性特定疾病に係る公平化かつ安定的な制度の確立

年金(0.6兆円程度)

- ・現行制度の改善
- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
- ・受給資格期間の短縮
- ・遺族年金の父子家庭への拡大

障害福祉サービスの報酬改定、検討始まる ～関係団体へのヒアリングなど～

◆7月15日に、障害福祉サービス等の2015年度報酬改定に向けて、厚労省が関係団体からの意見徴収を開始しました。第1回のヒアリングでは全国身体障害者施設協議会をはじめとした身体障害関係の8団体が参加し、各団体から基本単価や加算の要望、医療的ケアやコミュニケーション支援へのさらなる配慮を求める意見などが述べられました。

今夏中に37団体にヒアリングを行い、聴取した意見や経営実態調査の結果等を踏まえて検討し、2015年1月を目途に取りまとめられる予定となっています。(参考：厚労省HP/福祉新聞)

子ども・子育て支援新制度のFAQが公開される ～新たに自治体向けも～

◆7月9日、内閣府が子ども・子育て支援新制度のFAQを更新しました。「自治体向け」「事業者向け」「公定価格に関するFAQ」の3つのFAQが公表されており、「事業者向け」「公定価格に関するFAQ」では利用定員や在園児の保育の必要性認定における経過措置など、より具体的な情報が示されています。今回新たに示された「自治体向け」のFAQでは、市町村が策定する「事業計画」のほか、「認定、認可・確認」「利用者負担」などについて説明がなされています。また、今回示されていない減価償却費加算や定員弾力化などの内容については、皆様のご関心も強い部分ですが、決定次第公表されることとなっておりますので、新たな情報が出されましたら順次ご報告いたします。

(参考：厚労省HP)

現況報告書の総括表記載 ～26年度総括表も記載不要の予定～

◆社会福祉法人が毎年6月末までに所轄庁に提出することとされている「現況報告書」については、本年度よりエクセルファイルによる新たな様式が厚労省より示されていることは、皆様ご承知の通りです。この現況報告書様式の中には決算の内容を示すための「総括表」のシートがありますが、平成25年度に旧会計基準等を適用している法人の場合は記入を要しないこととされている一方、旧会計基準等の適用法人が残る平成26年度決算における取扱いは示されておりました。今般この点について、本部において厚労省に確認しましたところ、「現在のところ未だ通知等は発出してはいないものの、来年度も今年度と同様の取扱い(総括表の決算記載欄には記載することを求めないこと)とする予定」との口頭回答を得ました。

◆また所轄庁への提出が求められる財務諸表(新会計基準適用の場合)が第1号・第2号・第3号の1から4までのすべてとされている一方で、インターネットで公表を求められる財務諸表の様式は、それぞれ2様式までとされている点について「決算の詳細な内容は法人における閲覧等に対応でき、また法人の業務負担等を勘案した結果の処置」との口頭回答でした。

今後も現況報告書の取扱いにつきましては、新たな情報が得られ次第、ご報告いたします。